

平成27年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第5号）

○議事日程〔第5号〕

平成27年9月25日（金曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

- 日程第1 閉会中の継続審査申し出の件
〔第54号議案及び第55号議案〕
- 日程第2 第45号議案から第53号議案まで
（委員長報告・委員長報告に対する質疑・討論・表決）
- 日程第3 第56号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第4 第57号議案
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第5 議案第2号及び議案第3号
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第6 意見書案第2号及び意見書案第3号
（提案理由説明・質疑・討論・表決）
- 日程第7 議員派遣の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（18名）

- | | | | | |
|------|-----|---|---|---|
| 1 番 | 安 達 | か | ず | み |
| 2 番 | 中 尾 | | | 勉 |
| 3 番 | 黒 田 | 健 | | 一 |
| 4 番 | 甲 斐 | 明 | 美 | |
| 5 番 | 井ノ口 | 憲 | 治 | |
| 6 番 | 阿 部 | 輝 | 之 | |
| 7 番 | 土 谷 | 信 | 也 | |
| 8 番 | 近 藤 | 紀 | 男 | |
| 9 番 | 成 重 | 博 | 文 | |
| 10 番 | 安 達 | | 隆 | |
| 11 番 | 松 本 | 博 | 彰 | |
| 12 番 | 河 野 | 徳 | 久 | |
| 13 番 | 安 東 | 正 | 洋 | |
| 14 番 | 北 崎 | 安 | 行 | |
| 15 番 | 河 野 | 正 | 春 | |
| 16 番 | 山 本 | 博 | 文 | |
| 17 番 | 菅 | | 健 | 雄 |
| 18 番 | 大 石 | | 忠 | 昭 |

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	水 江 和 徳
主幹兼庶務係長	次郎丸 浩 一
議 事 係 長	板 井 保 明
主 任	西 田 巨 樹

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長	永 松 博 文
副 市 長	鴛 海 豊
市参事兼税務課長	後 藤 勲
市参事兼市民課長	山 田 真 一
市参事兼消防長	渡 邊 和 幸
総 務 課 長	佐 藤 之 則
財 政 課 長	安 藤 隆 治
企 画 情 報 課 長	藤 重 深 雪
地域活力創造課長	川 口 達 也
保 険 年 金 課 長	飯 沼 憲 一
社 会 福 祉 課 長	植 田 克 己
子育て・健康推進課長	安 田 祐 一
ウェルネス推進課長	伊 南 富 士 子
人権・同和对策課長	清 水 栄 二
環 境 課 長	後 藤 史 明
商 工 観 光 課 長	河 野 真 一
農 林 振 興 課 長	吉 止 勝 幸
農 地 整 備 課 長	都 甲 賢 治
建設課長兼都市建築課長	永 松 史 年
上 下 水 道 課 長	大 力 雅 昭
会計管理者兼会計課長	尾 形 稔
総務課 参事兼人事給与係長	
	丸山野 幸 政
総務課 総務法規係長兼秘書係長	
	近 藤 毅

教育委員会

教 育 長	河 野 潔
市参事兼教育庁総務課長	佐 藤 清
教育庁学校教育課長	小 川 匡

○議長（安達 隆君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（安達 隆君） 日程第1、閉会中の継続審査申し出の件を議題といたします。

決算審査特別委員長から決算審査特別委員会にお

9月25日

いて、審査中の各決算認定議案について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

手元に配付してあります継続審査申し出の件の第54号議案及び第55号議案については、決算審査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付してあります継続審査申し出の件の第54号議案及び第55号議案については、閉会中の継続審査とすることに決しました。

○議長(安達 隆君) 日程第2、第45号議案から第53号議案までを一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員長、中尾 勉君。

○総務委員長(中尾 勉君) 総務委員長報告。

去る9月16日、総務委員会を開会し、本会議から付託されました議案5件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第45号議案、平成27年度豊後高田市一般会計補正予算(第2号)のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳入予算については、国庫支出金、県支出金、地方債などで財源措置されており、補正額は3億1,961万6,000円の増額で、補正後の予算総額は168億5,138万4,000円となっています。

歳出の主なものは、総務費で地方創生交付金を活用し、情報発信コンテンツの整備や大学との連携により恋叶ロードなどに若者の心をつかむ仕掛けづくりを行う事業に要する経費、田染地域に残る里山の自然景観再生や文化財の保存等を通じて地域の活性化を図る千年の時を刻む心やす里づくり推進事業などの経費が計上されています。

審査の中で委員より、魅力発信コンテンツ作成業務委託等の委託先についてや定住促進奨励事業の概要と事業費の積算根拠についてなどの質疑が出されました。

審査の結果、第45号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第49号議案、豊後高田市行政組織条例の一部改正については、新庁舎の供用開始にあわせ、都市建築課を建設課に統合するものです。

審査の中で委員より、都市建築課を統合する理由についてなどの質疑や意見が出されました。

審査の結果、第49号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第50号議案、豊後高田市個人情報保護条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取り扱い及び特定個人情報に関する開示等の手続などを定めるなど、所要の規定の整備を行うものです。

審査の中で委員より、特定個人情報の利用及び提供に関する制限についてや罰則規定についてなどの質疑が出されました。

本議案については反対の討論がありました。

審査の結果、第50号議案については採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第51号議案、豊後高田市空き家等の適正管理に関する条例の廃止については、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、豊後高田市空き家等の適正管理に関する条例を廃止するものです。

審査の中で委員より、県内他市の空き家に関する条例の廃止状況についてなどの質疑が出されました。

審査の結果、第51号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第52号議案、豊後高田市空き家等対策協議会条例の制定については、空き家等対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、空き家等対策計画の作成等について協議を行うため、豊後高田市空き家等対策協議会を設置するものです。

審査の中で委員より、過去の審査会の開催実績や危険空き家の認定件数についてなどの質疑が出されました。

審査の結果、第52号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会審査結果の報告を終わります。

○議長(安達 隆君) 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長(井ノ口憲治君) 社会文教委員会の報告をいたします。

去る9月17日、社会文教委員会を開会し、本会議から付託されました議案4件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第45号議案平成27年度豊後高田市一般会計補正予

算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出の主なものは、総務費ではマイナンバー制度に係る事務経費や真玉、香々地庁舎への個人番号カード交付用タッチパネルディスプレイの整備に係る経費が計上をされています。

民生費では、高田中央病院で開設する病児保育施設の整備に係る経費や、高田小学校における放課後児童クラブの専用施設の整備等に係る経費などが計上されています。

衛生費では、ごみ処理施設建設用地買収等に係る宇佐・高田・国東広域事務組合への負担金などが計上されています。

教育費では、児童生徒の授業における言語活動の充実を図るため、実践研究、教員研修等の実施に係る経費などが計上されています。

審査の中で委員より、病児保育施設の概要及び職員配置などの質疑がありました。

審査の結果、第45号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第47号議案、豊後高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取り消しについては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律の規定に基づき、豊後高田郵便局、真玉郵便局、香々地郵便局について、豊後高田市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定を取り消すものです。

審査の中で委員より、各郵便局の各種証明書の交付件数や交付手数料についての質疑がありました。

審査の結果、第47号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第48号議案、豊後高田市立保育所条例の廃止については、香々地保育所の民間移管に伴い、本条例を廃止するものです。

審査の中で委員より、建物、土地の契約はどのようになるのかや、今まで以上の保育サービスは見込まれるのかなどの質疑がありました。

本議案については反対の討論がありました。

審査の結果、第48号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

第53号議案、豊後高田市手数料徴収条例の一部改正については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、新たに通知カード及び個人カードの再交付手数料の

金額を定めるとともに、住民基本台帳カードの交付及び再交付手数料の金額の規定を削除するものです。

審査の中で委員より、カードの再交付をどのぐらいを想定をしているのかという質疑がありました。

本議案については反対の討論がありました。

審査の結果、第53号議案については、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、社会文教委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 産業建設委員長、山本博文君。

○産業建設委員長（山本博文君） 産業建設委員長報告を行います。

去る9月18日、産業建設委員会を開会し、本会議から付託されました議案2件の審査を終了いたしましたので、その結果を報告いたします。

第45号議案、平成27年度豊後高田市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会に付託された部分ですが、歳出予算の内容については、農林水産業費では、地方創生交付金を活用し、豊後高田そばの収穫量の確保に向けた種子購入、土壌改良等に係る助成を行う豊後高田そば産地確立事業費などが計上されています。

審査の結果、第45号議案のうち、本委員会に付託された部分については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

第46号議案、平成27年度豊後高田市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、公共下水道一般管理費が計上されています。

補正額は457万3,000円の増額で、補正後の予算総額は8億5,278万1,000円となっています。

審査の結果、第46号議案については、提案の趣旨を認め、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設委員会審査結果の報告を終わります。

○議長（安達 隆君） 以上で、委員長の報告を終わります。

これより、ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の大石忠昭でございます。

9月25日

社会文教委員長に、第48号議案の審議の中で、これは香々地の保育所のことなんですが、民間移管によって、この現在の土地や建物の今後の取り扱いについて質疑が出されたという今報告がありました。その結果、執行部からどういう説明があったのか、今後の取り扱いについてどのような審議がされたのか、もう少し審議の内容についてご報告をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（安達 隆君） 社会文教委員長、井ノ口憲治君。

○社会文教委員長（井ノ口憲治君） 大石議員さんの質疑にお答えをします。

建物、土地の契約はどのようになるのかという質疑が甲斐明美委員からございました。それにつきましては、香々地地域における子育ての場所を確保することを目的としておりますので、今回の建物と土地は無償貸付として、貸付期間を10年で更新できる内容になっておりますという答弁がなされました。

2点目は、無償貸付ということは、更新していけばずっと無償ということなのかというご質問がございました。それにつきましては、そういう契約をしていきたいと考えておりますという答弁でございました。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭であります。私は、日本共産党豊後高田市議団を代表しまして憲法と国民世論を無視した戦争法、安保法制の強行採決に断固抗議をし、第48号、50号、53号議案に反対討論をいたします。

最初は市立保育所条例の廃止についてであります。

城台保育所に続き香々地保育所を民営化し、市立保育所を全て廃止する議案ですが、行政改革の名の下に、保育所まで全て民営化には反対であります。民営化でゼロ歳児保育や延長保育、給食の充実など事業の拡充をされるそうではありますが、働くお母さん方のニーズに応じて保育所の充実を図ることは当

然のことであり、民営化でなくても市立でも実施すべきであります。

民営化により、保育士など職員給与の引き下げなど労働条件の悪化などは許されません。働くお母さん方が子どもを安心して保育していただけるように保育の充実を努めるべきであり、民営化のための条例廃止に反対をいたします。

次は、個人情報条例の一部改正についてであります。マイナンバー制度の実施に伴い、市が保有する特定個人情報の取り扱いや開示などの手続を見直すための改正案であります。そもそもマイナンバー制度は全国民に12桁の番号をつけて、税金や保育料の納付、医療、介護、年金、保育サービス利用などの情報をデータベース化して、国が一元的に管理利用するものです。

政府は、マイナンバー制度は本人の確認の厳格化で、法律で利用範囲を限定しているの安心・安全が確保されていると強調してこれまででしたが、年金の個人情報を管理しているシステムが不正アクセスを受け、125万人の個人情報が流出し、安心・安全を宣伝していたマイナンバー制度の前提が壊れていることが明らかになりました。

マイナンバー制度を実施すれば、大量の個人情報が公務民間を問わず利用されることとなります。個人情報が芋づる式に引き出され、情報漏えいやなりすまし、不正利用などプライバシー侵害の危険性が高まることは明らかであります。

今回の条例改正で、第9条では、特定個人情報を当該実施機関内部においての利用は本人の同意なくとも実施できる、第13条では、法定代理人でも任意代理人でもよくなるとなっておりますが、これでは個人情報の保護が危険にさらされることになるのではないかと危惧されます。

日本共産党は、マイナンバー制度そのものに反対であり、制度の中止・撤回を求めていますのでマイナンバー制度実施に伴う条例改正には反対します。

次は、手数料条例の改正議案についてであります。これもマイナンバー制度の実施に伴うもので、通知カード及び個人番号カードの再発行の手数料を1枚500円、800円と定めるものでありますが、制度そのものに反対しておりますのでこの条例改正案にも反対をいたします。

議員各位のご賛同を求め、討論を終わります。

以上です。

○議長（安達 隆君） 以上で、通告による討論は

終わりました。

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) これにて討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

初めに、第48号議案を起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案については、地方自治法第244条2第2項の規定に基づく公の施設のうち条例で定める特に重要なものの廃止に当たるので、出席議員の3分の2以上の賛成を必要といたします。出席議員は18人であり、その3分の2は12人です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) ただいまの起立者は3分の2以上です。

よって、第48号議案については原案のとおり可決されました。

次に、お手元に配付の採決表により採決いたします。

お諮りいたします。

お手元に配付してあります採決表の中で、反対のありました第50号議案、第53号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、採決表の中で、反対のありました第50号議案、第53号議案を除く各議案は、委員長の報告のとおり決定をいたします。

次に、反対のありました第50号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第50号議案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第50号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

次に、反対のありました第53号議案について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

第53号議案は委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(安達 隆君) 起立多数であります。

よって、第53号議案は委員長の報告のとおり決定をいたしました。

○議長(安達 隆君) 日程第3、第56号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長(永松博文君) 提案理由のご説明を申し上げます。

第56号議案の平成27年度一般会計補正予算につきましては772万2,000円の増額で、補正後の予算総額は168億5,910万6,000円となります。

その財源につきましては、繰越金でございます。

補正の内容につきましては、夢いろ幼稚園の空調設備に修理不可能な故障が発生したことから、取りかえのための工事請負費を計上するものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、第56号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

18番、大石忠昭君。

○18番(大石忠昭君) 日本共産党の大石であります。質疑をいたします。

今、市長から説明がありましたのは、夢いろ幼稚園の空調設備が修理不可能な故障が発生したと、そのために取りかえをするという工事請負費772万ですかね、提案されているんですが、もう少し説明してもらわないとちょっと理解できないんです。

私は、これ審議を深める必要があるというのは、豊後高田は今後小中学校の全ての教室にエアコンを設置するという一大事業に取り組むことになっていきますが、夢いろ幼稚園が建設されてまだ10何年ぐらいだと思えるんですけども、もうこういう空調設備というのは、耐用年数というのは大体どれぐらいの

9月25日

ものなのか。

今後、小中学校に約5億の工事費をかけてやるというものですからね、やっぱりよほどこの、今度の故障から教訓を引き出して、そうたびたび故障しないような施設をつくってもらわないと市民は大変だと思っんです。

よって、議長室で聞いた、副市長から聞いたときでは、何か8施設あってそのうちの3施設が故障したんだということだけわかりましたね。それで今度の3施設の、今市長が報告あったように修理不可能な故障というのは、私たち素人がわかるようにどういう部分がどういう故障なのか、部分的に取りかえすればまた10年15年はもてるということなのか、その辺がちょっとわからないんですよ。

心配されるのは、あとの5施設については同じような故障が心配されないのかどうなのかという疑問点なんです。

と言いますのは、小中学生はもちろんのこと、幼稚園につきましては3歳児からやっていますからね、やっぱり一番暑いときと寒いときについては、空調施設がとまるということは相当園児に与える影響が大きいと思っんですよね。

よって、もし後の5施設についてもどうなんかにいうやっぱ徹底した調査をしてみて、本当にあともう半年かあるいは1年しか持たんということになれば、一番今みたいな秋とか春とか冷暖房にそう影響しない時期になるべく短期間で工事を完了する必要があると思っんですが、その後の5施設については大丈夫ですかということなんです。それを市民の前に明らかにしてください。

もう1点は、きょう予算が、私ども賛成しますが議決された後いつ業者と契約していつまでには完了させる予定なのか。今のところ、ちょうどこういう季節ですからね。そう影響ないんだけど、異常気象が続いていますからねいつの時期に、やっぱものすごい寒波が訪れるかわかりませんので、なるべく早く取りかえしてもらって園児の環境を守ってもらいたいと思っんですが、その辺について市民に説明してください。

○議長（安達 隆君） 市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長、佐藤清君。

○市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長（佐藤清君） 大石議員の質疑にお答えします。

故障の原因は、調査の結果、外部機器2台あるうちの1台の蓄熱ユニットに水が入って故障して、冷

房がきかないようになったようでございます。現時点では調査の結果、残りの施設については大丈夫とのことですが、今後気を付けて管理をしたいと思っます。

次に、工期についてでございますが、追加補正予算の承認の後、速やかに対応してまいりたいと思っます。工期といたしましては、2カ月程度を見込んでおります。冬の園児の園生活に支障を来さないよう、早期着工早期完成を目指してまいりたいと思っます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） 今の説明で、3施設の故障で後の残りは今のところ支障がないようなんだということなんです。全く私たちはこういう機械関係は素人でわからないですけども、今後の小中学校のエアコンの設置について、何か生かすべき教訓というのをあなた方は見出しているのかどうなのかが聞きたいんですよ。

後の5については、もう本当に大丈夫なのか、今の壊れた3ちゅうのは実際に何年間使用して壊れたんですか、全く予定していなかったことなのか、もう大体そういう機械というのは10数年しか持てないということなのかこれも大事な点で、あるいは日常普段からの何か点検整備とかが足りなかったとか、こちらの何か手落ちというものは全くないのかどうかということも、今後の小中学校のエアコン設置等の関係では生かすべき問題だと思っますので、もう少し説明してもらって、2カ月ぐらいの工期ということなんですけれども、もうきょう予算議決したらきょうから2カ月間ということですか。いわゆる契約してから2カ月間ちゅことですか。もうなるべく早く整備をして子どもたちの環境を守ってあげたらと思っんですけども、その辺もう1回説明してください。

○議長（安達 隆君） 市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長、佐藤清君。

○市参事兼教育庁総務課長兼地域総務一課長（佐藤清君） 大石議員の再質疑にお答えします。

工事につきましては、契約後2カ月です。速やかに対応してまいりたいと思っます。

なお、機械の修理点検等につきましては、専門業者と今後調査研究してまいりまして、できるだけ児童生徒、園児の園生活等に支障がないようにしてまいりたいと思っます。

以上でございます。

○議長（安達 隆君） 18番、大石忠昭君。

○18番（大石忠昭君） もう一度だけ、ちょっと答弁が質問したことに答えてない部分があるんですね。私は市民の立場から建設的な意見として述べているんですよ。

だから、大体こういう施設というのは普通耐用年数があるんじゃないですか。それをどれぐらい見ておったんですかと。こんなに早く故障するというふうに見ておったんですかということなんですね。

そうなると、あとの5施設についてもやっぱり対応を準備しとかなないと、一番そんなら寒いときに真冬にやられてごらん、もうそれは園児はたまったものじゃないですよ。そういう問題があるんじゃないんですかとね。

それから、素人だからわからんということは私も前提で言っているんですけどね、わからないんだけど、もうこういう施設というのは全くわかりませんが、全然普通、日常的には何か点検整備なんかで壊れるまで放ちよったら壊れたら気が付くということでもいいのか。それとも、何かこう日常的に点検整備が要るんかという質問しているんですよ。その辺のこちらの、私たちの管理者側の責任、生かすべき問題はないんですかということをお答えしてないんですよ。

それから、今後の小中学校のエアコン設置について、あれはそういう何々型であるのかしらないんですけど、こういうのは壊れるから今度はこういう型で壊れんようにするとかね、何かこの幼稚園の施設の今度の修理不可能な故障なわけでしょう。だから、それから何か学ばべき、今度の学び、今後のエアコン設置に生かすべき教訓は何かないんですかと、教育長ないんですかね。

それと、これ実際何年稼働してきたんですかね。何年稼働ちゅうことになっているのか、設置した段階ではその辺ちょっと明らかにしてもらえんでしょうか。非常にね、普通考えたらあんな新しい施設に何でちゅうに素人的に考えられるもんだからね。やっば今後には生かしてほしいから私はいつているんですよ。ちょっと答えてください。

○議長（安達 隆君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） 大石議員の質疑にお答えをいたします。

まず1つは、耐用年数につきましては、いろんな条件があって一概に言えないということでありまして、今回の故障したエアコンにつきましては、12年

経過をしておるところであります。

それで、今後児童生徒、園児に支障がないように調査研究をしっかりとしまいたいというふうに考えておるところであります。

以上であります。

○議長（安達 隆君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第56号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第56号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（安達 隆君） 日程第4、第57号議案を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長、永松博文君。

○市長（永松博文君） 提案理由のご説明を申し上げます。

第57号議案は、人権擁護委員の推薦についてでございます。平成27年12月31日をもって任期が満了する人権擁護委員に坂本敏文氏を再度推薦することについて意見を求めるものでございます。

何とぞ慎重審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、第57号議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

9月25日

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより第57号議案を採決いたします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、第57号議案については、これに同意することに決しました。

○議長(安達 隆君) 日程第5、議案第2号及び議案第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、土谷信也君。

○7番(土谷信也君) 提案理由の説明をいたします。

議案第2号、「豊後高田市議会委員会条例」の一部改正についてでございますが、第2条につきまして、豊後高田市行政組織条例の一部改正に伴い、産業建設委員会所管の「都市建設課」を削除するものでございます。

なお、条例改正に伴い、委員会の同一性が失われないよう、附則において経過措置を設けております。

続きまして議案第3号、「豊後高田市議会会議規則」の一部改正についてでございますが、第2条及び第91条につきまして、男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、出産に伴う欠席に関する規定を明記するものでございます。

また、第152条につきましては、「外とう、えり巻」を「コート、マフラー」に、字句について時代に即した表現に改めるものでございます。

以上、本議案について、何とぞ慎重審議のうえ、ご協賛下さいますようお願いいたします。

訂正いたします。すいません。都市建築課を都市建設課と、私読み上げてしまいました。都市建築課でございますので訂正をさせていただきます。

○議長(安達 隆君) お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第2号及び議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(安達 隆君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長(安達 隆君) 日程第6、意見書案第2号及び意見書案第3号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

2番、中尾 勉君。

○2番(中尾 勉君) 意見書案第2号「ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、人種差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置を採るべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」の締約国として、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我

が国への信頼を失うことにもなりかねません。

つきましては、表現の自由・言論の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含めた強化策を速やかに検討し実施することを国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、意見書案第3号「地方財政の充実・強化を求める意見書」について、提案理由の説明を申し上げます。

地方自治体は、子育て支援、医療、介護などの社会保障、被災地の復興、環境対策、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の策定などの新たな政策課題に直面しています。一方、地方公務員をはじめ、人材が減少する中で、新たなニーズの対応が困難となっており、公共サービスを担う人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

6月30日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」において、目安として2018年度までの地方一般財源総額の確保を示す一方で、高齢化による自然増を5,000億円程度とし、実質的に抑制する方針を打ち出しています。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面でサポートするのが財政の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに、必要不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

こうした状況を踏まえ、公共サービスに必要な財源確保のため、下記事項について国の関係機関へ要望したいので、地方自治法第99条の規定に基づく意見書として提出していただきますよう、お願いするものでございます。

以上、議員各位のご協賛を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安達 隆君） お諮りいたします。

本案については、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号及び意見書案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

ただいまから採決に入ります。

お諮りいたします。

意見書案第2号及び意見書案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、意見書案第2号及び意見書案第3号については、原案のとおり可決されました。

○議長（安達 隆君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（安達 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付してありますとおり、派遣することに決定いたしました。なお、やむを得ない事情による変更または中止については、その決定を議長に一任願います。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。これもちまして、平成27年第3回豊後高田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 安達 隆

豊後高田市議会議員 土谷 信也

9月25日

豊後高田市議会議員 近藤紀男